

2020 年度診療報酬改定における脳神経外科関連の新規・改定項目（手術料、検査料など）

日本脳神経外科学会 保険診療委員会  
委員長 塩川芳昭

2020 年度診療報酬改定における脳神経外科関連の手術料、管理料では、以下の新規採用および改定が認められました（保険診療委員会しらべ）。これらの多くは、厚労省が示している診療報酬改定の基本的視点のうち、重点課題であった働き方改革推進と、安心・安全で質の高い医療の実現を申請理由に加えた項目です。ご確認ください。

第 10 部第 3 款 神経系・頭蓋

- K 1 4 5 穿頭脳室ドレナージ術 2,330 点(現行 1,940 点)
- K 1 4 7 - 2 頭蓋内モニタリング装置挿入術 6,310 点 (新規)
- K 1 5 4 - 4 集束超音波による機能的定位脳手術 105,000 点 (新規)
- K 1 6 9 注 2 頭蓋内腫瘍摘出術 光線力学療法加算 18,000 点(現行 12,000 点)
- K 1 7 1 経鼻的下垂体腫瘍摘出術 87,200 点(現行 83,700 点)
- K 1 7 1 - 2 内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術
  - 1 下垂体腫瘍 110,970 点(現行 108,470 点)
  - 2 頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く） 126,120 点(現行 123,620 点)
- K 1 7 2 脳動静脈奇形摘出術(現行は一括して 149,830 点)
  - 1 単純なもの 141,830 点 (新規)
  - 2 複雑なもの 179,830 点 (新規)
- K 1 8 1 - 6 頭蓋内電極植込術 (新規)
  - 1 硬膜下電極によるもの 65,100 点
  - 2 脳深部電極によるもの
    - イ 7 本未満の電極による場合 71,350 点
    - ロ 7 本以上の電極による場合 96,850 点
- K 1 9 0 - 5 重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填 780 点(現行は 650 点)
- K 9 3 0 脊髄誘発電位測定等加算 1 3,630 点 (現行 3,130 点)

第 3 部検査 第 3 節 生体検査

- D227 頭蓋内モニタリング管理料
  - 1 1 時間以内又は 1 時間につき 200 点(現行 125 点)
  - 2 3 時間を超えた場合 (1 日につき) 800 点(現行 600 点)
- D236-3 脳磁図 1 自発活動を測定するもの 17,100 点(現行 5,100 点)
- D 285 1 認知機能検査その他の心理検査 Clinical Dementia Rating (CDR) 追加 (80 点)

なお、K147-2、K154-4、K172 2、K181-6 2 ロ、K930 1 を算定する患者は、告示第 140 号の対象となり、包括評価の対象外（出来高算定）となります。